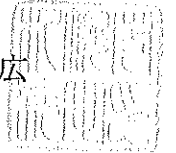


大規模小売店舗立地法の規定に基づき提出された意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、令和5年11月15日付で届出された下記の大規模小売店舗に係る届出事項等について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定に基づき、その概要を公告する。

令和6年3月29日

札幌市長 秋元 克広



記

1 大規模小売店舗の名称、所在地

- (1) 名 称 札幌三越
- (2) 所在地 札幌市中央区南1条西3丁目8番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名 称 株式会社三越伊勢丹
住 所 東京都新宿区新宿3丁目14番1号
代表者 代表取締役 社長執行役員 細谷 敏幸
- (2) 名 称 清水建設株式会社
住 所 東京都中央区京橋2丁目16番1号
代表者 投資開発本部 常務執行役員本部長 鷲見 晴彦

3 意見の概要

駐輪場存続及び放置自転車抑制対策の検討要望

4 提出された意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 令和6年3月29日～令和6年4月29日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)
午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時までを除く）

なお、上記2の意見の概要は、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項（具体的には、同法第4条の規定により経済産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。提出されたすべての意見書は、上記4の縦覧場所で縦覧しています。